

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8 月 8 日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 利行
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘 5 番 3 号
【電話番号】	0 4 6 ( 8 3 9 ) 0 2 2 5
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 本多 純二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目 5 番 4 号
【電話番号】	0 3 ( 5 4 7 6 ) 4 8 5 3
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 本多 純二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 138,926,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年8月8日付で有価証券報告書の訂正報告書（第66期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日））および四半期報告書（第67期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日））を提出したことに伴い、平成30年7月31日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書の訂正報告書および四半期報告書を参照書類に追加、および当該有価証券届出書の添付書類である「第67期第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

・「第67期第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）の業績の概要」

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月22日関東財務局長に提出

#### 2【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年7月6日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（平成30年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月6日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第66期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年7月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日（平成30年7月31日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月22日関東財務局長に提出

#### 2【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年7月6日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年8月8日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月8日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成30年8月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月6日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第66期有価証券報告書および事業年度第67期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成30年8月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書の訂正届出書の提出日（平成30年8月8日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。